



認定希少種保全動植物園等 の在り方 について

令和8年1月
環境省自然環境局野生生物課



1. 動植物園等の公的機能と取組の状況

平成25～27年度にかけて、検討会を設置し、**動植物園等の公的機能推進方策のあり方について**検討を実施した。

動植物園等が有する公的機能

● **生物多様性の保全に関する公的機能**

希少野生動植物の生息域外保全、環境教育・普及啓発、希少品種の保全、傷病鳥獣の救護等

動植物園等が自主的に実施している生息域外保全等の取組は、**希少野生動植物の保全等**に大きく貢献している。

実際に動植物等と触れ合うことができる等、**生物多様性の保全に関する効果的な環境教育・普及啓発が可能な施設**としても重要。

● **生物多様性保全以外の公的機能**

動物愛護、レクリエーション、学術研究、文化・芸術、人の福祉・健康づくり等の多様な機能

動植物園等の運営上の課題

- ① 生物多様性保全の取組は、国等の事業で実施する場合は実施期間が定められている、自治体の状況によって取組方針が変わる等、**継続性担保が困難**。また、種の保存に関する展示は必ずしも集客力が高くない。
- ② 種の保存や普及啓発に取り組む**人材が不足**しており、研究機関や他施設との**協力体制等も不十分**。
- ③ **予算が不足**している等により、展示施設設備の整備・更新が困難。

(以下、略)

※「平成27 年度 動植物園等の公的機能推進方策のあり方について」(平成28年3月 動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会)

動植物園等は、生物多様性保全の観点のみならず、多角的な公的機能を有している。

一方で、施設の老朽化、人材や予算の不足など、運営上の課題を抱える園館も多い。

動植物園等の公的機能推進に向けた制度・支援について①

動植物園等による生物多様性保全の取組を一層促進するため、動植物園等の公的機能を明確化すべく、制度上の位置付け、また社会的な認知度の向上が重要。また財政的な支援等も必要。

■具体的な制度、支援

当面、優先的に検討・取組を進める必要があるとされた項目（平成27年度末時点） ➔ 青字：平成27年以後の取組状況

①認定制度の創設

※「平成27年度 動植物園等の公的機能推進方策のあり方について」（平成28年3月 動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会）

種の保存法を見直し、「認定動植物園制度（仮称）」を創設する。また、動植物園等が有する種の保存に関する役割を法令上明確にする。なお、認定園等については、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の譲渡規制を適用除外とする。

➔ 平成29年度の法改正にて認定園制度を創設。制度の運用開始から約7年が経過したが、認定数は令和8年1月時点で計26施設（うち動植物19、水族館4、植物園2、その他1）。この数字は、例えばJAZA加盟140園館に対し、約15%程度。JABG正会員数は118園館に対し、わずか数%程度。

制度の活用が進んでいない

②財政的な支援

認定動植物園等（仮称）などが実施する国内希少野生動植物種の生息域外保全や、押収された希少野生動植物種の飼養栽培等に対して、動植物園等の主体的な取組を促しつつ、財政的な支援等の実施を検討する。また、生息域外保全等の取組の一層の技術向上等に資するため、各種情報の提供や専門家を含めた連携体制の構築等を行う。

➔ 平成30年度から「生物多様性保全推進支援事業」（交付金）に「国内希少野生動植物種生息域外保全事業」（定額：上限200万円、原則3年以内）を追加。平成30年度から令和7年度まで計31団体を支援（うち23団体が動植物園等関係）

一定程度 実施

■具体的な制度、支援

当面、優先的に検討・取組を進める必要があるとされた項目

➡ 青字：平成27年以後の取組状況

※「平成27年度 動植物園等の公的機能推進方策のあり方について」（平成28年3月 動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会）

③ 表彰

「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰、愛鳥週間野生生物保護功労者表彰等を今後はより一層積極的に活用し、表彰を行う。認定動植物園等（仮称）を始め、種の保存及び環境教育・普及啓発等に関して、特に望ましい取組を実施している動植物園等を対象とする。

➡ 平成30年度から令和7年度の8年間のうち、動植物園等関係の表彰者は

- 「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰 9件
- 愛鳥週間野生生物保護功労者表彰 4件

一定程度 実施

④イベント開催

イベントやシンポジウム等を開催する。また、**動植物園等の取組に関する優良事例を収集し広く紹介する。**

➡ 【環境省と動植物園等とのイベントやシンポジウムの開催実績例】

一定程度 実施

- 令和6年12月に日本植物園協会と環境省の共催で「種子・胞子・組織培養を使った保全フォーラム」を開催。
- 環境省と昆虫館のコラボ企画として、令和6年7月に講演会「ゲンゴロウ・タガメが減っている！みんなで学ぶ水辺の昆虫」を開催。
- 令和7年2月に環境省とJAZAの協定10周年記念イベントとして保全シンポジウムを開催。

現行の制度に関する動植物園等関係者の意見



国内で動植物を飼育・栽培している300施設を対象に、認定希少種保全動植物園等制度の活用状況等に関するアンケートを実施した際、制度の課題や改善点等についての意見を自由に出していただいた。

(実施期間：令和6年12月～令和7年1月)

■手続きの合理化について

- ・多数の種を保有する場合、全種の申請書や計画の立案・作成は大きな負担。実際に移動させる個体（種）数が少なければ、別途許可を得て実施する方が簡便。
- ・多くの種の繁殖、普及啓発等を実施しても、「1種以上の域内保全に寄与している」という要件が厳しい。
- ・更新時の提出書類は、可能な限り簡素化してほしい。
- ・長寿種（ゾウやサイなど）については過去の取得経緯についての書類が残っておらず、調査に時間がかかる。また、飼育施設についても設計図等が残っておらず、申請書作成に時間がかかる。

■認定メリットの向上について

- ・譲渡しに関する手続き緩和のみでなく、個体の採取に関する手続きの緩和も検討してほしい。
- ・保有する種ごとに一律の金額を補助するなどの予算措置があれば、保有種の栽培管理の向上が図れるとともに、積極的な園間の連携強化も期待できる。
- ・移動の相手方の園館が未認定の場合、時間的短縮などのメリットが感じられない。

■制度の認知度向上について

- ・そもそも認定によりどのようなメリットがあるのか知らなかった。
- ・譲渡し等の手続き緩和についてはメリットを感じるが、社会的な評価や体外的なアピールには、認定希少種保全動植物園等制度の世間における認知度が低いため、活用ができない。

生息域外保全に係る 環境省と各協会等との連携

協定

- 平成26年5月締結
- 令和3年10月一部変更
- 令和7年4月一部変更

環境省

(公社)日本動物園水族館協会



- 生物多様性保全の推進に関する連絡調整会議
- 各種の**生息域外保全手法**の検討、**飼育繁殖**の実施
(ツシマヤマネコ、ライチョウ、アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビなど)



協定

- 平成27年6月締結
- 令和7年5月一部変更

(公社)日本植物園協会



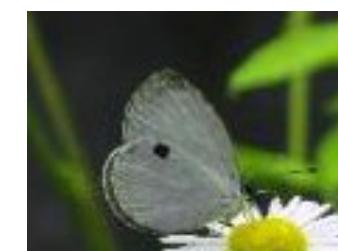
- 生物多様性保全の推進に関する連絡調整会議
- 各種の**生息域外保全手法**の検討、**栽培繁殖**の実施
- 種子保存や**生息域外保全情報管理システム**に関する検討



連携

全国昆虫施設連絡協議会

- 生息域外保全に関する意見交換会
- **生息域外保全に係る連携事業**
(特定第二種のタガメ・ゲンゴロウ等の保全に係る普及啓発モデル事業等)



2. 本検討会での論点

動植物園等の公的機能と認定制度の必要性

- 動植物園等は、生物多様性保全の観点のみならず、多角的な公的機能を有している。
- 運営上の課題を抱える園館も多い中、今一度、動植物園等が有する公的機能に注目し、その公的機能が継続的に発揮されるような方策を考える必要がある。
- 認定制度は対応策の一つだが、世間における認知度が低いことで、当初の最も重要な目的であった動植物園等の社会的評価の向上や体外的なアピールにつなげられていない状況。
- 認定制度の活用が進まないことには、認定制度の認知度も上がらない。
法の趣旨に鑑みて必要な手続きは求めつつも、手続きの合理化による負担軽減は必要。



論点① 手続きの合理化による制度活用の促進

- 動植物園の公的機能と認定制度の趣旨を踏まえ、どのような手続きの合理化が妥当であり、かつ負担緩和やさらなる制度の活用につながるか。
→ 事務局案に対してご意見をいただきたい。

論点② 認定メリットの向上による制度活用の促進

- 認定制度の活用が進むよう、認定を受けたことで社会的評価の向上、集客数增加による園の利益向上などに繋がる事例を創出していけるとよい。
→ 事務局案に加え、どのような取組を進めていくべきと考えられるか、アイデア・ご助言をいただきたい。

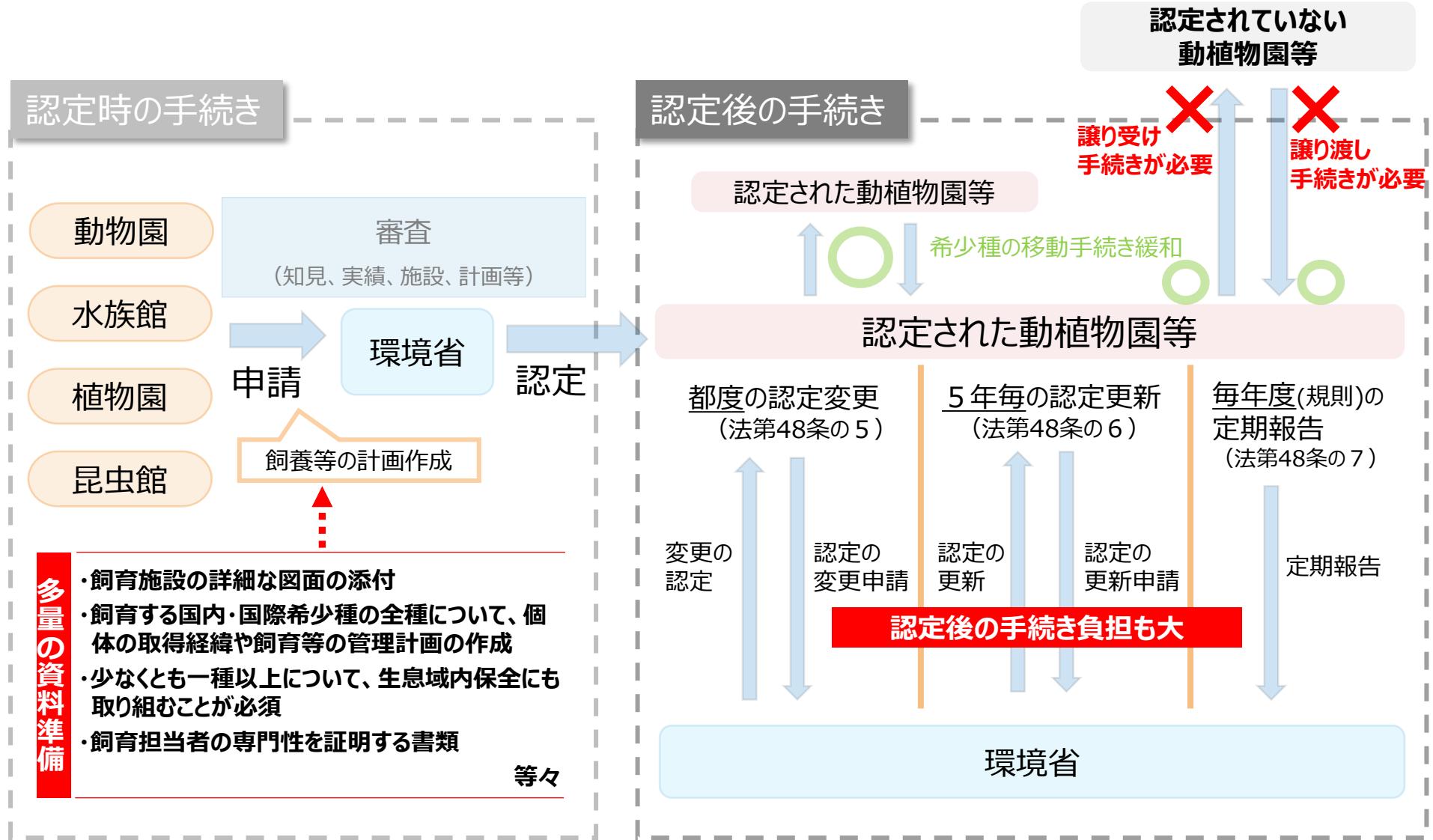
論点①

3. 手続きの合理化による制度活用の促進

■ **対応案①：制度・運用上の見直し**

■ **対応案②：新たな枠組の導入**

認定希少種保全動植物園等制度の手続きフロー（現状）



【認定時】の手続きの見直し

＜対象種の範囲＞

(現行の運用) ある園館を包括的に認定する観点から、飼育している希少種全種を認定対象とし、申請時に個体取得経緯等の書類を提出させ、移動手続きを緩和している。

(課題) 園館で飼育する希少種の一部は移動しないため、手続き緩和メリットがないにも関わらず、園館として認定を受けるために、当該種も含めた詳細な書類作成の負担が生じている。

(改善案) **飼養している希少種のうち、認定対象とする種は園館が選択する** 取扱要領改正

認定対象外の種には書類提出が不要で、移動手続き緩和の対象外とする。

移動が想定されない種について認定対象外とし、認定園の飼育する希少種のうち、認定対象種とそうでない希少種が混在していることをHP等でも工夫して示す。

＜生息域内保全への取組＞

(現行の運用) 制度創設時に、生息域内保全を含んだ計画への参画等が重要との議論があり、「生息域内保全」に直接的な貢献を要件としている。

(課題) 園館による生物多様性保全への貢献は多様化しているところ、展示による普及啓発、域外保全等により域内保全へ間接的に貢献する園館が、域内保全への直接的な貢献がないことのみを理由に認定されず、その役割が制度上位置付けられない。

(改善案) **「生息域内保全」に取り組むことを必須としない** 規則改正

* そのほか、運用上の細部の改善についても検討を進める。

【認定後】の手続きの見直し

＜認定の更新申請廃止＞

(現行の制度) 制度創設当時、「認定希少種保全動植物園等については、個体の譲渡し等の禁止の特例を設けるため、認定希少種保全動植物園等が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に資する適切なものであることを担保する必要がある。そのため、定期的に当該認定希少種保全動植物園等の状況について確認し、都度、適切なものであるかどうかを判断する必要がある。」と整理し、認定後の以下①～③の手続きを設けていた。

- ①**変更の認定申請**：移動や購入によって新たに希少種を飼養する場合や、飼養している種が希少種に追加指定された場合、飼養等及び譲渡し等の目的を追加した場合等に、都度必要。
- ②**認定の更新申請**：当初認定の期限が5年間で満了となるため、継続する場合に必要。
- ③**定期報告**：認定後、毎年度末時点の個体の増減、譲渡し等の内容について報告が必要。

(課題) 制度開始以降、認定園等からの①変更の認定申請や③定期報告が漏れている事例はほとんどなく、それらの手続きによって認定園等の定期的な状況の確認はできている状況にもかかわらず、②認定の更新申請による園館の負担が生じている。

(改善案) → 5年ごとに行う「②認定の更新」は廃止 法改正

なお、認定時の要件に適合しなくなったと認めるときは、環境大臣が認定を取り消すことができるため、要件に適合しなくなった施設への対応の観点では、更新の仕組みは必須でない。
* そのほか、運用上の細部の改善についても検討を進める。

論点①

3. 手続きの合理化による制度活用の促進

■ 対応案①：制度・運用上の見直し

■ 対応案②：新たな枠組の導入

一定の基準を満たす“個別の園館”を認定する既存の認定動植物園制度に加え、

新たな枠組 法改正

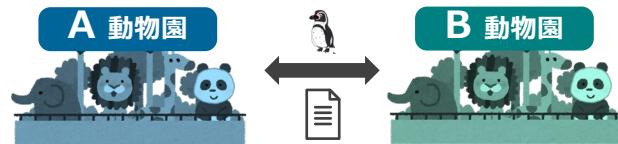
複数園館による個体の共同管理の取組であって、
国が定めた要件を満たした計画※に基づくものについて、**手続きを緩和**する。

動植物園等による保全の取組において、実務的な円滑化を図るもの。



JAZA の既存の枠組等との連携によって（保護増殖事業計画種や
認定園館以外も含め）**「種単位での域外保全」の取組を推進**

複数園館による個体の共同管理の取組



※この枠組における計画について定める
要件の内容は今後検討が必要。

一部の種について、飼育下の個体の管理に関する計画※
を作成し、その計画のもと個体を移動させ、記録・管理。

手続きの 合理化

計画※に基づく**種子の採取、個体の譲り渡し等は許可不要**とする。 法改正

→ 【効果】他園館との個体移動等が円滑になり、生息域外保全を促進。

計画※の対象種は、**認定時の書類提出を省略可**とする。 取扱要領改正

→ 【効果】認定園館による希少種保全の取組を促進。

複数園による共同管理の例①：JAZAコレクションプラン



(公社)日本動物園水族館協会 (JAZA) では、「JAZAコレクションプラン(JCP)」に基づく管理を実施。

JCP種：保全上の必要性、教育的価値、学術的価値、展示効果その他の指標に基づき、
継続的に飼育管理することが必要もしくは望ましいと認められる種

サブカテゴリー	①管理種	②登録種	③維持種	④調査種
定義	遺伝的多様性を維持しつつ、安定した個体群動態となるよう飼育下個体群を適切に管理すべき種	個体識別に基づく管理が可能な種であって、個体情報の登録により個体群動態等を把握する必要があると認められる種	展示種としての継続的確保のために、飼育個体数等の変動状況を把握する必要がある種	入手経路、飼育繁殖技術等の調査、研究、情報収集を行う種
指定種 (うち国内・国際希少種) (令和8年1月時点)	94 (21・40)	65 (4・27)	104 (2・15)	22 (8・2)
管理計画の策定	●	△		
血統登録簿の作成	●	●	△	
遺伝的分析の実施	●	△		
個体群動態	分析の実施	△		
	個体数の把握	●	●	●
担当者の設置	●	●		
可能性検討の実施				●

【管理計画】個体群管理の目標・課題、年間の実施状況報告、次年の実施計画などを記載

【血統登録簿】個体の登録番号、性別、誕生年月日、飼育園、取得経緯・移動履歴などを記載

●：必ず実施 すべきとされている事業

△：実施することが望ましい とされている事業

複数園による共同管理の例①：JAZAコレクションプラン

JCP各サブカテゴリーの動物種の例

サブカテゴリー	①管理種	②登録種	③維持種	④調査種
定義	遺伝的多様性を維持しつつ、安 定した個体群動態となるよう飼 育下個体群を適切に管理すべき種	個体識別に基づく管理が可能 な種であって、個体情報の登録 により個体群動態等を把握する 必要があると認められる種	展示種としての継続的確保の ために、飼育個体数等の変動 状況を把握する必要がある種	入手経路、飼育繁殖技術等の 調査、研究、情報収集を行う種
指定種数 (うち国内・国際希少種)	94 (21・40)	65 (4・27)	104 (2・15)	22 (8・2)
靈長類	チンパンジー☆	ボルネオスローコリス☆	ワオキツネザル	—
食肉類	ツシマヤマネコ★	ブチハイエナ	ライオン☆	—
小型哺乳類	アマミトゲネズミ★	アメリカビーバー	カピバラ	ヤマネ
猛禽類	ニホンイヌワシ★	クマタカ★	ハヤブサ★	カンムリワシ★
小型鳥類	アカガシラカラスバト★	ヨウム☆	スミレコンゴウインコ☆	アカモズ★
両生爬虫類	オオサンショウウオ☆	ナゴヤダルマガエル	—	クロイワトカゲモドキ★

※ほかにも以下の類別がある。

- 有袋類・その他
- 海獣類
- 有蹄類
- ペンギン・チドリ類
- キジ・ツル・コウノトリ類
- 魚類

★ : 国内希少野生動植物種

☆ : 国際希少野生動植物種

複数園による共同管理の例②：

日本植物園協会 植物多様性保全拠点園ネットワーク

(公社)日本植物園協会では、**植物多様性保全拠点園**を全国に設け、各地域の保全ターゲット種を明確にして、植物園、研究機関、市民団体、行政等とのネットワークを構築し、効率的な保全を推進。

植物多様性保全拠点園 一覧 (2024年7月)				
地域	地域野生植物 保全拠点園	特定植物 保全拠点園	種子保存 拠点園	施設名
北海道	●	●		北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園
	●			旭川市北邦野草園
東北	●	●		東北大学植物園
	●	●		新潟県立植物園
中部	●	●		富山県中央植物園
	●			白馬五竜高山植物園
	●			名古屋市東山植物園
		●		安城産業文化公園デンパーク
		●		国営武蔵丘陵森林公園 都市緑化植物園
	●	●		国立科学博物館筑波実験植物園
関東	●	●	●	環境省新宿御苑
	●			東京大学大学院理学系研究科附属植物園
	●	●		東京大学大学院理学系研究科附属植物園 日光分園
	●			東京都神代植物公園 (植物多様性センター)
		●		北里大学薬学部附属薬用植物園
		●		草津市立水生植物公園みずの森
	●	●		大阪公立大学附属植物園
	●	●		大阪府立花の文化園
		●		咲くやこの花館
近畿	●			大阪市立長居植物園
	●	●		京都府立植物園
	●	●	●	武田薬品工業株式会社 京都薬用植物園
	●			六甲高山植物園
	●			神戸市立森林植物園
	●			姫路市立手柄山温室植物園
		●		兵庫県立フラワーセンター
中国	●	●		広島市植物公園
四国	●	●		高知県立牧野植物園
	●			福岡市植物園
九州	●			西海国立公園九十九島動植物園
	●			熊本大学薬学部薬用植物園
沖縄	●	●	●	一般財団法人沖縄美ら島財団 総合研究所



植物多様性保全 事業 | 公益社団法人 日本植物園協会HP

日本植物園協会と環境省の連携事業

- 国内希少種等の生息域外保全手法の検討
(自生地環境の調査)
- 国内希少種等の生息域外保全の実施
(種子等の採取)
- 種子保存に関する検討
- 生息域外保全情報管理システム
(植物個体管理データベース)に関する検討



新たな枠組による取組推進

種子等の採取等の実施の際、**都度の許可手続きを不要とする**ことにより、取組の円滑な実施とさらなる推進を図る。

論点②

4. 認定メリットの向上 による制度活用の促進

- 認定園の公的役割である生物多様性保全活動がより推進されるよう、社会的評価の向上、集客数増加による園の利益向上などに繋がる事例を創出していくにはどうすればよいか。



考えられる対応の方向性

●認定動植物園等が有する社会的役割の更なる明確化

- 基本方針等における記載の拡充等の検討 など

●認定動植物園等の認知度向上のための取組の推進

- 認定動植物園等に対する表彰等の検討
- 認定制度に関するロゴマーク・スタンプ等の作成の検討
- ホームページ等における発信の拡充
- シンポジウム等の開催による周知・発信 など

ほかにどのような取組を進めていくべきか、
アイデア・ご助言をいただきたい。